回答期限:10月15日 正午まで

回答方法:このメールアドレス宛にご返信ください。

Q1.9ックスへイブンのどのような点が問題だとおもいますか?または問題がないと思いますか?

タックスへイブンは、税率が低い(あるいはゼロ)こと、あるいは、その秘密性や規制 の緩さが悪用され、国際的にも大きな問題となってきました。

多国籍企業あるいは富裕層は、タックスへイブンにペーパーカンパニーを設立するなどの手法で、巨額の税逃れをしています。その中には、法の抜け穴をついたものや、あるいは明らかに違法な脱税も含まれています。これらの行為で税収が減った分は、一般庶民の負担として跳ね返ります。

また、タックスへイブンは、ヘッジファンドなど、巨額の投機マネーの出撃拠点として、 株や土地、食料やエネルギー産品、通貨などを乱高下させ、世界経済をかく乱しています。 さらに、テロ資金や武器輸出に関わる違法、ダーティーな取引にも悪用されています。世 界経済にも世界平和にも反する存在です。

Q2.「腐敗の防止に関する国際連合条約(UNCAC)」の批准を進めたいと思いますか?

進めたいと考えています。

Q3.アメリカ、フランス、イギリス、など10以上の国々で捜査や調査が始まっていますが、世界第二位のタックスへイブン利用国であり、累計数100兆円規模の資金が海外に流出していると言われる我が国の対応についてどう思われますか?

日本共産党は、タックスへイブンを利用した税逃れについて実態調査を求めるとともに、 課税の強化を求めてきました。

アップル、グーグル、スターバックスと言った大企業の税逃れが明らかになり、世界各国で怒りの世論が沸騰する中、G20 あるいは OECD と言った国際機関でも対応策の検討が始まり、日本政府も対応を始めていますが、事態を抜本的に改善するにはほど遠い状況です。日本政府は、財界や大企業の圧力で課税強化どころか、その反対に動いてきた「実績」があります(タックスへイブン対策税制のトリガー税率の引下げ等)。

Q4.過去のタックスへイブンの利用についても調査をし、追加徴税を課すことは可能だと 思いますか?

当然、そのようにすべきです。

Q5.タックスへイブンを規制し税収が増えれば、消費税減税や保険料値下げなど、国民の 負担を減らすことが可能だと思いますか?

タックスへイブンの実態は不明ですが、国際機関、市民団体の試算でも、巨額の資産が 存在し、巨額の取引がなされているのは明らかです。それらが適正に課税されれば、国民 負担の軽減に繋がるのは明らかです。

Q6.タックスへイブンを規制し、海外へ流出していた資金を国内に戻すことができれば、 景気は回復すると思いますか?

景気回復に寄与するだけでなく、税収を取り戻し財政再建と国民負担の軽減となり、さらに、投機マネーの抑制に繋がり、世界経済のかく乱要因を取り除くことに繋がります。

Q7.タックスへイブンをはじめとする「不公平税制」の是正に向けて取り組む意思がある か教えてください。

日本でも世界でも、大企業・富裕層の税逃れをただし、格差是正を求める運動が広がってきています。さらに「パナマ文書」のインパクトは大きく、今後もタックスへイブンの実態解明が進んでいくと思われます。それらの動きと連携し、これからも国会の内外で不公平税制の是正に向けた取り組みを進めていこうと考えています。

Q8.今回の公開質問状についてのご感想や、ご自身が力を入れている政策など伝えたいことがありましたら、ご自由にご記入ください。

日本共産党は、以前からタックスへイブン問題、国際課税問題を重視して、国会でも質問してきました。先般の通常国会でも、5月23日参院決算委員会での総理への質問、4月

26日、5月24日の参院財政金融委員会での財務相への質問などで取り上げました。時間があれば、ご参照下さい。

また、今年行われた参議院選挙でも、以下のような選挙政策を掲げています。

「タックス・ヘイブンなどを利用した税逃れをやめさせます

世界中の大企業や富裕層が、タックス・ヘイブン(=租税回避地。税率が低く、秘密性の高い国や地域)にペーパー企業を設立して、この企業に資産を移したり、この企業を通じた国際取引を行ったりすることで、「課税逃れ」をしている一国際ジャーナリスト団体が公表した「パナマ文書」で、その一端が明らかになり、怒りの世論が広がっています。パナマ文書には、日本の大企業や富裕層の名前も登場しています。

国際収支統計によれば、タックス・ヘイブンといわれるケイマンへの投資は急増し、昨年末には76兆円(直接投資2兆円、証券投資74兆円)に達しています。香港、台湾、シンガポールなど、その他の地域を含めれば、公表されているだけでも100兆円前後になります。投資利回りが数%としても数兆円の利益が生ずる計算になりますが、この利益にどのように課税されているかは明らかになっていません。

- ――タックス・ヘイブンに子会社をつくった場合、子会社の所得を親会社の所得に合算して法人税を課税する仕組み(特定外国子会社所得合算税制)があります。「タックス・ヘイブン税制」といわれるこの制度は、「日本からの出資が50%超」「現地の法人税率が20%未満」など適用要件が狭く、対象となった子会社の所得は年間4000億円程度にすぎません。適用要件の税率が「20%以下」から「20%未満」に改定されるなど、いっそうの骨抜きが進んでいます。これを改め、タックス・ヘイブン税制の対象を拡大します。
- ――外国子会社配当益金不算入制度によって非課税とされた配当が、14年度に6兆円近くにもなっていますが、外国子会社の所在地別の配当金額は公表されていません。政府は、外国子会社配当益金不算入制度について、「二重課税を防ぐための措置」などと説明しますが、子会社がタックス・ヘイブンにあった場合は、「二重課税」どころか「二重非課税」になってしまいます。これを許さないように、制度を見直します。
- ――タックス・ヘイブンにどれだけの投資がされているのか、どういう企業が投資しているのかなど、必要な情報の収集と公開の仕組みを整備します。現在OECDやG20でも、タックス・ヘイブン対策の議論が進められています。国際的な税逃れに対し、国内税制の強化とともに、国際的なルールづくりへのイニシアチブの発揮を、日本政府に求めます。
- 一「税逃れ」は国内でもあります。大株主の中には、保有する株式を自分が出資してつくった資産管理会社の名義にすることで、配当への課税を軽減している場合が少なくありません。たとえば、アベノミクスの3年間の株価上昇で資産が100億円以上増えた富裕層が200人以上いますが、これらの人の保有する株式の時価総額(5月31日現在)17.8兆円のうち、8.1兆円が資産管理会社などの法人名義となっています。配当を総合課税にしても、今のままでは資産管理会社名義の株は対象外となってしまいます。こう

した「合法的な課税逃れ」を防ぐ方策を検討します。

一「富裕税」の創設は、こうした資産管理会社を使った「税逃れ」への対策の1つとしても、有効性を持っています。配当を本人が受け取らずに資産管理会社に蓄積することで所得税の課税を逃れても、資産管理会社に蓄積された巨額の資産に対して、「富裕税」を課税することができるからです。直接に株式を保有しているのは資産管理会社でも、その資産管理会社を保有していること自体を本人の「資産」とみなせば、「富裕税」は課税できるからです。」